

# 上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により  
あらかじめお客様にお渡しするものです。

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。

あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

## 当社の概要

|          |                                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号       | 岡三証券株式会社                                                                                        |
| 本店所在地    | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号<br>〒103-8278 東京都中央区日本橋一丁目17番6号                                          |
| 加入協会     | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、<br>一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、<br>一般社団法人日本暗号資産取引業協会            |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター                                                                     |
| 当社の概要    | 設立年月 平成15年4月<br>主な事業 金融商品取引業<br>資本金 50億円<br>連絡先 岡三コンタクトセンター0120-390603 またはお取引のある支店<br>にご連絡ください。 |

## 手数料など諸経費について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「売買委託手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します。(※ 2)
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## 上場有価証券等の売買等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」)(※ 3)といえます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

## 新興企業市場銘柄の取引について

お客様がマザーズ(東京証券取引所)、JASDAQ(グロース区分のみ/東京証券取引所)、セントレックス(名古屋証券取引所)、アンビシャス(札幌証券取引所)、Q-Board(福岡証券取引所)の各市場に上場している銘柄の取引をされる場合には以下の点についてご注意ください。

- ・ これらの市場に上場された企業は、上場基準として、収益性(赤字でも公開可能)や設立後の経過年数等の基準がなく、財務基盤が脆弱な場合があることから、業績が激しく変動することや、場合によっては経営が行き詰まる等のリスクがあります。
  - ・ 新興企業市場銘柄は、既存市場に比べ上場株式数の基準が低く設定されていることから、株式の流動性が低く、株価が大きく変動したり、値が付かない状態になる可能性があります。
- ※1: 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引および発行日取引は含まれません。
- ※2: 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3: 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

### ○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ

(<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。